

「職域におけるがん検診に関するマニュアル」（厚生労働省）について

1 背景

○ がん検診のあり方に関する検討会における議論の整理（H28. 11）

職域におけるがん検診を効果的に行うためには「職域におけるがん検診に対するガイドライン」を、職域におけるがん検診関係者の意見を踏まえつつ策定し、保険者や事業主はがん検診を任意で実施する際に、これを参考とすることが望ましい。

○ 第3期がん対策推進基本計画（H29. 10）

「職域におけるがん検診に関するガイドライン（仮称）」を策定し、保険者によるデータヘルス等の実施の際の参考とする。

2 目的

がんが国民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状に鑑み、職域におけるがん検診の実施に関し参考となる事項を示し、がんの早期発見の推進を図ることにより、がんの死亡率を減少させること等を目的とする。（※現在職域で特定の目的をもって行われている既存の任意型検診を妨げるものではない。）

3 主な内容

（1）がん検診の種類

区分	検査項目	対象年齢	受診間隔
胃がん検診	胃部X線検査 又は 胃内視鏡検査	50 歳以上 (胃部X線検査は 40 歳以上でも可)	2 年に 1 回 (胃部X線検査は 年 1 回でも可)
子宮頸がん検診	子宮頸部の細胞診	20 歳以上(女性)	2 年に 1 回
肺がん検診	胸部X線 及び 喀痰細胞診	40 歳以上	1 年に 1 回
乳がん検診	マンモグラフィ	40 歳以上(女性)	2 年に 1 回
大腸がん検診	便潜血検査	40 歳以上	1 年に 1 回

（2）がん検診の精度管理

- ・ 保険者及び事業者が、がん検診の精度管理を行う際には、「精度管理のためのチェックリスト」等により、「がん検診の精度管理指標」に基づく評価を行うことが望ましい。
- ・ 検診実施機関においては、既に「事業評価のためのチェックリスト（検診実施機関用）」を用いて市町村が実施するがん検診の精度管理を行うこととされているため、職域におけるがん検診においてもこれに準拠し、精度管理指標の評価を行うことが望ましい。

（3）健康情報の取扱いについて、保険者及び事業者が留意すべき事項

- ・ 保険者や事業者が、受診者の個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護に関する法律や、各種ガイドライン等に留意する必要がある。

（4）その他

- ① 適切ながん予防の促進
- ② 市町村が実施するがん検診と職域におけるがん検診との連携

4 策定期日

平成 30 年 3 月